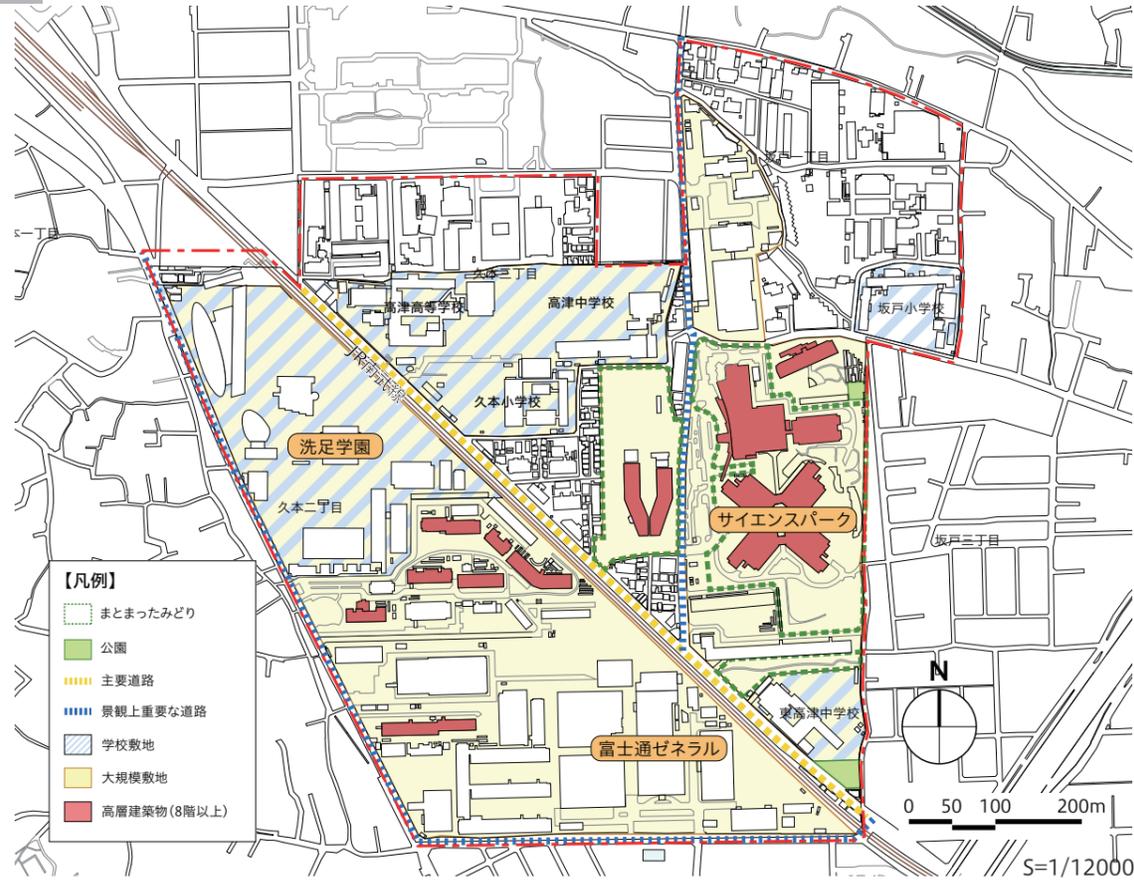


5-3 久本2・3丁目エリア

工業地域・第二種住居地域・第一種住居地域によって構成されているエリアです。戦時中に発展した軍需工場の閉鎖後、多くの工場跡地が残ったこのエリアでは、工場跡地の名残が残るスケールの大きな敷地で構成される景観が特徴となっています。JR南武線がエリアの中心を通り、その沿線には主要な道路が通っています。また、エリア内は坂道や高低差がほとんどなく平坦な土地になっており、公開空地が整備されている箇所では緑によって調和の取れた街並みが形成されています。

景観特性



1. 明確な敷地境界線



学校や工場など関係者以外の立ち入りを制限する敷地が集中しています。各敷地を囲う塀によって敷地の境界線が視覚的に認識可能な景観となっています。また、塀やセキュリティによって明確な境界線が引かれており、まちと敷地がはっきり区別されています。そのため、エリア内の住民における主な活動空間はまちの道路となっています。

2. まちに開かれたオープンスペース



エリア内に所在する公園は2か所のみですが、大規模な敷地の中に公開空地が設けられ、公開空地が公園と同等の役割を担うことでエリア全体に良質な環境をもたらしています。公開空地を有する大規模敷地では、まちとの境界線が曖昧であることから、まちと大規模敷地の間につながりが生まれ、周囲の街並みに開放感をもたらしています。

3. まちに密接な教育機関



教育機関が多数集積しているこのエリアでは、多くの学生が日常的にまちを行き交う活気にあふれた空間が形成されています。敷地の境界が明確に区切られていないため、まちと教育機関とのあいだには自然なつながりが生まれ、地域と教育機関が調和した空間が実現しています。

景観形成の目標

大規模敷地が周辺環境と調和したみどり豊かな景観を作る

本エリアは大規模な敷地で構成される景観が特徴となっている。本ガイドラインではこの景観の多様性を保全し、さらに引き出すため、みどりの創出を中心とした整備を行うことを目的とする。

景観形成の方針

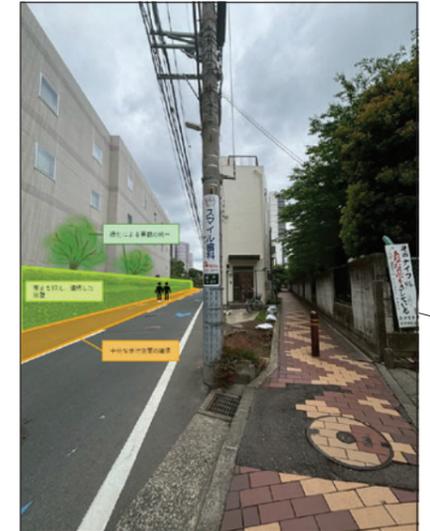
1. まちと大規模敷地をつなぐ歩行空間を整備する

景観形成の考え方

立ち入り制限がある敷地周辺では、住民は道路が主な活動空間となるため、圧迫感の解消とまちに調和した空間の形成を行う。

具体的な方策

- 擁壁の位置は道路に十分な歩行空間を確保し、連続性に配慮する
- 敷地と道路の境界線となるフェンスや塀等は周囲と調和し圧迫感を与えないものとなるよう工夫する(壁面緑化を行う・高さを抑えるなど)
- 敷地内を積極的に緑化し、緑の連続性と歩行空間からの景観に配慮する



圧迫感の解消と調和した空間の形成

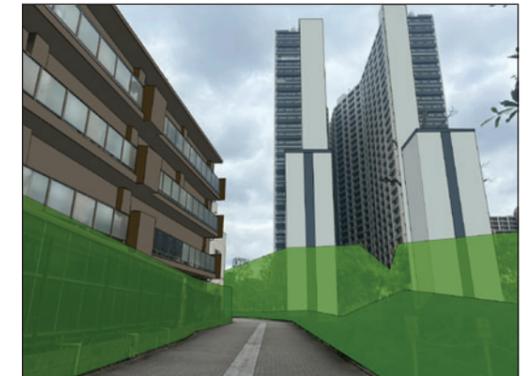
2. 大規模敷地を活かしたまちに開放的なみどりを創出する

景観形成の考え方

現存するオープンスペースを保全し、スケールの大きな敷地とまちに緑によるつながりを創出する。

具体的な方策

- 大規模敷地では有効空地などを生かして積極的な緑化を行う
- 大規模敷地と道路空間に連続性を生み出し、敷地とまちの間のつながりを創出する
- 道路沿いに空地とみどりを設けることで、歩行空間にゆとりを生み出し歩行者が過ごしやすい空間とする



有効空地を生かした積極的な緑化

3. 通学や日常生活に配慮したあかるい景観をつくる

景観形成の考え方

多くの学生が行き交う教育機関周辺を安心して利用できる空間として、安全性の高さを感じさせる景観を作る。

具体的な方策

- 幅員の狭い道路では、歩行者空間と車両空間を視覚的に分離する(路側線、ラバーコーンの設置・歩行者空間にカラー舗装を施すなど)
- 洗足学園付近を通る県道14号線では道路拡幅用の空間を歩行者空間として暫定利用するなどして、歩行者空間にゆとりをもたせる
- 学生の通学路沿いでは街灯など夜間照明を充実させることで、夜間でも明るく安心して通行できるよう配慮する



歩行者が安心して利用できる道路空間